

2025年1月号

連絡先: 〒239-0803
神奈川県横須賀市桜が丘 1-37-5

電話: 090-6103-7910 FAX: 046-835-6379
e-mail: nishimura.takuro@nishitaku.jp

にしたく社労士事務所便り

厚生労働省が「化学物質管理強調月間」を初めて実施

◆化学物質管理活動の定着を図り初めての実施

厚生労働省では様々な月間を設けて啓発活動を行っていますが、今般「化学物質管理強調月間」を令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、初めて実施することとし、11月29日、スローガン等も併せて決定・公表しました。

◆関連の強い労災は年間500件前後、食料品製造業で最も多く発生

これに先立ち厚生労働省は6月27日、スローガン募集と同時に「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」を公表しています。同調査では、化学物質の性状に関連の強い労働災害について、直近10年の推移や業種別発生状況、災害事例等についてまとめられています。令和5年の発生件数は542件と、前年比30件増となっており、直近10年間でみると年間500件前後で推移しています。業種別にみると食料品製造業(162件)で最も多く発生しています。

◆広い業種・事業でリスク、積極的な対策が重要

職場において製造または取り扱われる化学物質は数万程度、そのうち危険性等を有するものは約2,900程度あるといわれているなか、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制が導入され、本年4月から施行されています。規制は順次拡大され、令和8年4月までに、約3,000物質程度が指定される予定であり、対策が求められる事業場が大幅に拡大する見込みです。そうした背景もあり、厚生労働省は今般、新たに月間を設け、説明会等をはじめとした各種取組みを行っていくとしています。

専門業者はもちろん、第三次産業や中小事業者等、幅広い業種・事業規模でリスクがあるので、化学物質等を扱う事業者においては、厚生労働省からの情報を注視したり、「化学物質アドバイザー」や各種専門家の支援を活用したりするなど、積極的な対策が重要です。

【厚生労働省「『化学物質管理強調月間』(2月)を初めて実施します】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html

【厚生労働省「第1回化学物質管理強調月間のスローガンを募集します～併せて『化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果』を公表】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40963.html